

緊急の給付金制度創設を国に求め、生活困窮者への支援を

【西脇議員】日本共産党の西脇郁子です。通告しています数点について質問致します。

まず、コロナ禍におきます生活に困窮しておられる方の支援について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による外出自粛や休業で経済活動が停滞し、生活困窮に陥る人が相次いでいます。京都府社会福祉協議会によれば、急場をしのご緊急小口資金と総合支援資金の貸付が、本年3月から7月末までで29,541件・98億5,200億円と、前年より大幅に増加し続けています。全国では、8月以降も週に約2万件のペースで申請が来ており、決定件数は09年度のリーマンショック時の44倍にもなっています。我が党府会議員団や党の生活相談所などにも、売り上げが9割減になった飲食店やタクシーの運転手さんなど、様々な方からの切実な相談が相次ぎ、貸付が受けられた方々は、これで当座は何とか命が繋がると、たいへん喜んでおられました。

ところが、緊急小口資金や総合支援資金については融資ですので、借金として積みあがってまいります。緊急小口資金は、返済の期限延長や免除の要件も設けられていますが、コロナ禍のもと、今後返済のめどが立たなくなる方も多数おられると考えます。そういった生活困窮者の暮らしを支えるために、貸付だけではなく、緊急の給付金制度の創設を国に求めるべきではありませんか。

また、社会福祉協議会においては、連日殺到する緊急小口資金等の貸付実務に追われ、他の業務に支障をきたすことも懸念されており、今年6月には、京都府社協や京都府市町村社協など6団体が、京都府に対し、貸付・債権管理業務に必要な人員体制の拡充の要望を提出しておられます。府社協や市町村社協の人員体制を拡充して、他の業務に支障をきたすことがないように支援するべきではありませんか。お答えください。

国に対して生活保護費引き下げ中止を求めよ

【西脇議員】次に生活保護制度についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入減で生活困窮に陥る人が増えているもど、最後のセーフティネットとしての生活保護の役割がいつそう増えています。その一方で、生活保護受給者を不正受給だらけのように描いて、制度や受給者へのバッシングが繰り返され、全国各地で、保護の申請を門前払いされた人が、餓死・孤立死に追い込まれるなどの痛ましい事件が相次いでまいりました。

先の国会において、日本共産党の田村智子参議院議員が、生活保護への敵意・侮辱を一部の党や政治家があおってきたことや、全国の少くない自治体の窓口で保護を申請する人たちをさげすみ、厄介者扱いしたため、二度と申請に行きたくないと拒否する人、申請をためらう人がおられることなどが、保護申請をためらわせる重い足かせになってきたことを指摘しました。それに対して国は、「ぜひためらわずに申請していただきたい」と答弁せざるを得なくなりました。その背景には、15年前に全国で初めて生活保護の老齢加算の復活を求めた裁判をおこし、無念にも先日亡くなった山科区の松島松太郎さんをはじめ、全国の生活保護利用当事者の人たちが、生活保護は憲法に明記された権利だと、「人間らしい暮らし」を求めて生存権裁判を集団で提訴し、国民的連帯を広げてこられた結果ではな

いでしょうか。

ところが国は、生活保護を「ためらわずに申請を」と答弁する一方、今年10月から食費や水光熱費など日常生活に充てられる生活扶助の減額を予定しています。この計画の実施により減額されるのは利用世帯全体の67%に上ります。最大5%削減される世帯も生まれ、世帯構成や地域により違いはありますが、75歳の単身世帯では月約7万5,000円が7万2,000円に、中学生と小学生がいる40代夫婦では月約20万5,000円が、19万9,000円へと減らされることとなります。また、影響があるのは利用者にとどまらず、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、国民の暮らしを支える制度の全面的な縮小に直結することとなります。コロナ禍で苦しむ国民に、こんな仕打ちが許されるのでしょうか。府として、国に対して10月に予定される生活保護費の引き下げを中止するよう強く求めるべきですが、いかがですか。お答えください。

生活保護制度の偏見や誤解を払拭させ積極的活用の呼びかけを

【西脇議員】長野県では、「コロナの影響で県民の命と健康を守る生活保護制度についての取り組み」として県民に以下のような生活保護制度利用の案内をされています。「生活が立ちゆかなくなることは誰にも起こりうることで、憲法25条の生存権の理念に基づく最後のセーフティネットが生活保護。しかし、生活保護に対するある種の偏見や謝った認識などにより、相談や申請を躊躇してしまうと指摘されています。生活保護は国民の権利を保障するすべての方の制度なので、ためらわずに相談して下さい。また、相談や申請が難しいと思われる方へ。相談時に書類は不要です。事前に扶養義務者に相談しなくても申請が可能です」と、長野県自身が直接、県民に積極的に生活保護制度の利用を呼びかけておられるのです。

京都府としましても、長野県のように、府自身が本気になって生活保護利用への偏見や誤解を払拭させるなど、安心して制度が必要な人が利用できるような生活保護制度の周知徹底と、積極的活用を促す努力が必要だと考えますが、いかがですか。

また、生活保護の申請用紙についてですが、少なくとも各保健所や町村役場等の、各受付窓口の住民の目の触れるところに常時置くようにすべきと考えますが、いかがですか。

今回のコロナ禍のもとで、厚労省は、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」という事務連絡において、保護の申請相談にあたっては「保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取する」とし、その他必要な情報については「後日電話等により聴取する」とことや、保護の要否判定等にあたっては「やむを得ない場合は、緊急事態措置期間中、稼働能力を活用しているか否かについての判断を留保することができる」とことなど、面接時間が長時間にならないことを求めています。ところが、京都府が直接生活保護を管轄する市町において、銀行など金融機関の資産調査に日数を要するからとの理由で、保護申請から決定まで2週間以上を要しているケースもあるとお聞きしていますが、府として国の事務連絡の主旨を生かすための努力を要望しておきます。

エアコン設置のために、国・府の支援拡充を

【西脇議員】生活保護利用者の熱中症対策も引き続き待ったなしです。

生活保護世帯では、エアコンがない世帯も多く、あっても電気代が捻出できない、逆に電気代のた

めに食費を削るなど、生存権そのものが脅かされる事態になっています。下京区内の高齢の男性は、生活保護費の中からエアコンを分割購入しましたが、家賃とエアコンのローンの費用を除けば手元には5万円しか残りません。冷蔵庫の温度もぎりぎりまで上げ、日中は照明も一切つけないなど節約に節約を重ねても、昨年8月の電気代はエアコンのなかった月の2倍になり家計を圧迫しています。

全京都生活と健康を守る会が昨年実施された、会員98世帯の月ごとの電気代の集計によれば、エアコンを使用しない月の平均より、エアコンを使用する7月から9月の3カ月間の平均では約2,300円もの増加となっています。

暖房代については、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして冬季加算がありますが、命の危険が大きい夏場においても、夏期加算の創設を府として国に求めるべきではありませんか。また、府独自制度として、生活保護世帯への夏季見舞金制度を復活させるべきと考えますが、いかがですか。

また厚生労働省は、2018年4月以降に生活保護を受け始めた方や転居された方には、クーラーの設置費用を、5万円を限度として支給できるよう改善を行いました。以前からの保護受給世帯は未だに対象外となっています。エアコンの設置について、2017年4月1日以前からの利用者が対象とするよう、国に求めるべきではありませんか。

就学援助を緊急に必要とする家庭への支援を

【西脇議員】次に、就学援助について数点伺います。

新型コロナの感染拡大の影響で家計が急変する家庭が増えているなか、文部科学省の就学支援チームからこの4月、都道府県教育委員会宛てに「新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取り扱い及び周知」についての事務連絡がありました。その内容は、「就学援助等については、その認定及び学用品費等の支給について申請期間の延長等、可能な限り柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする世帯については、速やかな認定と必要な援助を行うように」というものです。私は、府内の市町村に直接、就学援助について、国の通知の主旨がどう生かされているのかお聞きしましたが、従来通りの前年度の所得のままの認定や、家庭から個別の相談があれば学校を通じて対応するなど、自治体によっては、必ずしもコロナ禍のもとでの文科省の事務連絡に沿った特別な対応が実施されていないことが明らかになっています。

就学援助を緊急に必要とする家庭は今後も増加すると考えられますので、府として文科省の事務連絡の主旨が生かされるよう、各自治体の状況を調査し改善を求めるべきではありませんか。

また、就学援助の申請書に民生委員の意見を必要としている自治体がありますが、申請手続きの負担軽減の観点および権利としての就学援助制度の観点からも、府としてこうした自治体に急いで改善を求めるべきではありませんか。

本来、府内のどこに住んでいまして、就学援助が必要な世帯が受給できるようにすることはきわめて重要です。ところが、2005年に国が就学援助の国庫負担を一般財源化したこともあり、適用基準が自治体の財政力によって左右されざるを得ない状況があります。府として、国に対して就学援助の国庫負担を復活するよう求めていただくとともに、市町村に対して、自治体の財政力の違いで就学援助の適用基準が左右されないよう支援すべきだと考えますが、いかがですか。

下京区の元府立図書館仮施設跡地の活用について

【西脇議員】 この質問の最後に、下京区の元府立図書館仮施設跡地の活用について伺います。

京都府は8月7日、地元住民にとってはまったく寝耳に水だったのですが、未利用の府有地にあります元府立図書館仮施設跡地において、「交番の移転・建替」及び「子育て環境日本一に資する利活用」を検討するためとして、民間事業者の個別具体の意見や新たな提案の把握等を行うための「サウンディング型市場調査」を実施することを公表しました。その提案内容は、民間事業者が対象土地を定期借地権付きで30年間賃借すること、必須条件として近隣の花屋町交番の移転と保育施設の整備及び運営を行うこと、任意として余剰の土地には民間収益施設等の整備及び運営も可能とするというものです。

国土交通省の手引きにおきましては、このサウンディング型市場調査の特徴は、事業化検討段階等について、直接対話により民間事業者の意見や新たな提案を把握し、対象事業の検討を進めさせるための情報収集を行うための手法であり、広く対外的に情報提供することにより、事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するものだと明記しています。さらに、任意として余剰の土地には民間収益施設等の整備及び運営も可能だとしていることにより、交番と保育施設以外の設置よりもむしろ、当該府有地の大多数が余剰の土地として、収益施設として活用される懸念があります。子育て環境日本一と打ち出しながら、事実上、府民の公有地の活用のお大半が、民間事業者の収益第一の活用につながるようなことになるのは問題だと考えます。

これまで元府立図書館仮施設跡地の活用については、地元八幡町内会も参加しておられる「区民のための跡地利用を考える会」が七三学区を中心に、これまで2回実施された住民アンケートの結果におきましても、いずれも図書館や子育て、高齢者施設など幅広く住民が利用できる公的な活用を望む声が多数となっていました。「区民のための跡地利用を考える会」も今年も含め、毎年直接京都府に対して、「跡地は、地元住民が利用できる公的な活用を求める要望書」を繰り返し提出してこられたことは、何より京都府もよくご存じのはずです。

改めて、元府立図書館跡地の活用のあり方については、民間事業者の収益最優先の計画に利するようなやり方はやめて、京都市と共同してこれまでの地元住民の要望が活かされるようにあり方を検討していただくべきだと考えますが、いかがですか。

【知事・答弁】 生活福祉資金貸付制度についてであります。緊急かつ一時的な生計維持のための緊急小口資金と日常生活の維持のための総合支援資金につきましては、本年3月25日から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した世帯を対象とする特例措置を講じており、これまでに、これまでに約4万件、約150億円の申し込みを受け付けたところでございます。また、これらの特例措置につきましては、償還時においてもなお所得の減少状態が続く住民税非課税世帯については貸付金の償還を免除することができるとされております。今後とも新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている皆様にきめ細かく支援が行き届くよう、必要な予算の確保を国に対して要望し、府民の暮らしをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

【総務部長・答弁】 元府立図書館仮施設跡地の利活用についてでございます。京都府が保有する未利用資産については、府有資産利活用推進プランにもとづき、庁内・市町村等による利活用がないものについて処分をすることとしております。一方で府有資産は、経営資源であり府民共有

の財産であることから、定期借地権方式のさらなる導入など、様々な手法により効果的な利活用を進め、多角的な歳入の確保を図ることとしております。ご指摘の元府立図書館仮施設跡地につきましては 跡地につきましては平成 31 年 3 月に土壤汚染にかかる区域指定が解除されたことから、改めて庁内外の利活用紹介を行ったところ、「交番の移転建て替え」で府が直接利用する案が挙げられた他、京都市から「民間保育所の設置を誘導したい」との要望があったことから検討プロセスの一つとして本年 8 月 7 日から、子育て環境日本一に資する利活用を想定したサウンディング型市場調査を開始したところでございます。今回の調査は、民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで事業検討にあたっての情報収集を目的としており、調査結果を参考に、府民全体の利益を優先し府民の満足を最大化するための活用方法を幅広く検討してまいりたいと考えてございます。

【健康福祉部長・答弁】生活福祉資金にかかる人員体制についてでございます。生活福祉資金につきましては、市町村社会福祉協議会を通して、京都府社会福祉協議会において申し込み受付、審査、貸し付け等の事務を行っており、その人員体制につきましては時間外手当や臨時職員を新たに雇用する費用などすでに予算措置を行い、府および市町村の社会福祉協議会において、新たに約 80 名が採用されているところでございます。

次に、生活保護制度についてでございます。生活保護制度につきましては、国が責任を持ってナショナルミニマムとして生活を保障すべきものと考えております。今回の生活保護費の引き下げは平成 30 年に見直しされた基準による減額を「激変緩和措置」として、令和 2 年までの 3 回に分けて実施されるものであり、これまでから京都府では国に対して生活保護基準の見直しにあたっては、国民、最後のセーフティネットとして役割を果たすものとなるよう強く要望しているところでございます。

生活保護制度の周知徹底等についてでございますが、京都府では、制度をわかりやすく説明したカラーパンフレット「知っておきたい生活保護」を平成 31 年 4 月に全面的にリニューアルをし、生活保護法等に基づく要件を満たせば、どなたでも生活保護を受けることができることを明記するとともに、生活にお困りの方は、ためらうことなく福祉事務所に相談するようよびかけているところでございます。このパンフレットは必要とする方が、誰でも手に取ることができるよう福祉事務所や役場の相談窓口やカウンターの他、情報コーナー等に配架し、また京都府のホームページに掲載することにより、制度の周知に努めますとともに、制度を説明するときにも活用しております。申請用紙についても、パンフレットとともに各福祉事務所等、配架するだけでなく生活困窮の相談窓口等と日常的に連携することにより、生活保護が必要な方には速やかに申請を行って頂いているところでございます。

冷房器具の購入につきましては、従来、日常の生活費のやり繰りにより賄うこととされてきたことから、京都府として繰り返し、国に対し、一次補助の支給対象となるよう要望してきた結果、熱中症による健康被害が多く報告されていることを踏まえ、平成 30 年 4 月以降の保護開始や転居などの国が定める要件に対する該当する方に対して、冷房機器の購入費用が認められることとなったところでございます。なお、冷房器具の購入に関する運用の拡充や夏季加算の創設など、生活保護世帯の生活保護受容への対応は、地域の裁量の工夫によって行うものではなく、ナショ

ナルミニマムとして国が責任をもって保障をすべきものであることから、京都府といたしましては引き続き国に対して強く要望を図ってまいりたいと考えております。

【教育長・答弁】 就学援助についてであります。実施主体である市町教育委員会では、これまでから転入学や災害など特別な事情がある場合は、通常は前年の収入により判定している所得基準を申請時の収入の状況で判断するなどの対応が行われております。こうしたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による現下の状況に鑑み、申請期限の延長や再度の周知、学校休業期間中の給食費相当額の支給など、国の通知等を踏まえた柔軟な対応が必要に応じてなされているところがございます。また、申請書における民生委員の意見については、保護者からの申請を受け、児童生徒及びその家庭の生活状況等を把握した上で、福祉との連携のために記入を求めている市町教育委員会があるものと承知しておりますが、その必要性や意義について検討の上、適切に判断されているものと考えております。国に対しては、全ての市町教育委員会において、必要な就学援助が行われるよう十分な財政措置を行うことなどをすでに要望しており、今後とも就学援助の制度自体を知らないために、申請ができないという事態を避け、必要な家庭に利用してもらえる制度としてしっかりと運営されるよう指導助言に努めてまいりたいと考えております。

【西協議員・指摘要望】 まず、3点要望させていただきたいと思っております。生活に困窮をしておられる方の支援についてですけれども、新型コロナウイルス感染症は、今後また冬場にかけてさらに拡がる可能性もあると言われる中で、真っ先に影響を受けるのが低所得の方だと思います。国が「自助」や「共助」を求めているわけですけれども、まずそれよりも、コロナ禍のもとで生活に困窮されている方の生活が再生できるような公的な支援を行うべきだということを府として求めて頂きたいと思っております。

就学援助についてですけれども、やはり、コロナ禍という経験したことがない事態のもと、緊急に春に出されました国の通達を徹底させて、府内の全ての子どもたちの学習する機会を保障することは極めて大事です。府として、市町村にただ通知文を流すだけではなく、そのあと、どう通知が生かされているのか確認していただく役割があるはずだと思います。ぜひ実情を掴んで改善を求めて頂きたいと思っております。

元府立図書館仮施設跡地についてですけれども、常に地元では利用がないと、活用がないと言われているわけですけれども、先ほど紹介していますように、何度も私たちは活用を求めて要望もしている事実があるわけです。今回、提案されている下京区の府有地の市場調査は「子育て環境日本一に資する利活用」「交番の設置」など、いかにも住民の要望にこたえたかのような印象ですが、住民が要望している保育園や福祉施設などでは、公的な事業所で年間1800万円の借地料など払えるところがどれだけあるのでしょうか。実際には、収益をいかにあげられるのかを第一にした住民の頭越しに提案された手法の一つだというのは、全国の事例からみても明らかになっています。再度、京都市と共同してこれまでの地元住民の要望が生かされるよう府としての努力を強く求めておきたいと思っております。

【西協議員・再質問】 再質問が2点あります。夏季見舞金についてですけれども、府県の中で現在も、夏季見舞金制度を県独自に支給しているのが鳥取県です。1人から2人世帯には5000円、3人から5人では5300円、6人以上では5600円の支給を実施しておられます。生活保護費を削られ困窮し

ている人たちの命と健康を守るために、府の責任でこの制度の復活をおこなうべきではありませんでしょうか。

生活保護引き下げについてです。生活保護基準を下げることは、貧困・低所得のラインが下げられることとなります。本来、生活保護が利用できる人が利用出来なくなるなど、最後のセーフティネットから外れる人がでてくるのではないのでしょうか。その事に対しては、府としてどのように認識しておられるのか、質問させていただきます。

【健康福祉部長・再答弁】西脇議員の再質問にお答えいたします。まず、生活保護に係ります夏季加算の創設についてでございますけれども、先ほどまで答弁させていただきましたとおり、生活保護世帯への生活受給の対応については、地域の裁量や工夫によって行うべきものではなく、ナショナルミニマムとして国が責任を持って保障すべきものであることから、国に対して引き続き強く要望してまいりたいと考えております。また、今回の保護費の引き下げにつきましては、平成30年に見直しされた基準による減額を激変緩和措置として令和2年までの3回に分けて実施されるものでございます。これまでから京都府は国に対して、生活保護費の保護基準の見直しにあたっては、国民の最後のセーフティネットとして役割を果たすことになるよう強く要望してきているところでございます。引き続き、国に対してはしっかり要望してまいりたいというように考えているところでございます。

【西脇議員・指摘要望】コロナ禍の大変な状況のもとでも、自助が一番に協調されているのが、新しい政権ですけれども、そのもとで生活保護など最後のセーフティネットがきちんと機能するためにも、府民の命と健康を守る京都府の役割が今ほど問われている時はないと思っています。生活保護引き下げは、生存権にかかわる本当に大変な重い問題です。京都府として、国に強く中止を求めていただくことと府の責任として見舞金復活を求めて質問を終わります。

以上